第明治三十五種郵便物認可
△
○　○

別表八（一）付表一　記載要領

1　この表は、法人が法第23条（受取配当等の益金不算入）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定の適用を受ける場合又は通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）において令第19条第２項（関連法人株式等に係る配当等の額から控除する利子の額）の規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する事業年度において同項の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　令和４年４月１日前に開始した事業年度（令和２年改正法附則第14条第１項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）に規定する旧事業年度を含む。）にあつては、「支払利子等の額の明細」の各欄及び「⑰」から「⑳」までの各欄は、記載しないこと。

3　「令第19条第２項の規定による支払利子控除額の計算　(1)」の欄が「不適用」である場合には、「(2)」から「(5)」までの各欄は、記載しないこと。

4　「同上のうち益金の額に算入される金額　⑮」、「同上のうち益金の額に算入される金額　㉕」及び「同上のうち益金の額に算入される金額　㉜」の各欄は、法第23条第２項（租税特別措置法第67条の６第１項（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は法第23条第３項の規定により計算した金額を記載すること。この場合において、同条第２項の規定により計算した金額については、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

5　租税特別措置法第67条の６第１項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合の当該特定株式投資信託については、「本店の所在地　㉘」の欄には「特定株式投信」と記載し、「基準日等　㉙」及び「保有割合　㉚」の各欄は記載を要しない。

6　「保有割合　㉚」の欄は、法第23条第６項に規定する他の内国法人から受ける同条第１項に規定する配当等の額に係る令第22条の３第１項（非支配目的株式等の範囲）に規定する基準日等において有する当該他の内国法人の株式又は出資のうちに同条第２項に規定する短期保有株式等又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第22条の３の２第３項（非支配目的株式等の範囲）の規定により読み替えて適用する同条第２項に規定する短期保有株式等がある場合には、これらの短期保有株式等を有していないものとして記載すること。